

三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び同条第1項第10号の規定による指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）、厚生労働大臣が定める講習の内容（平成18年厚告第269号）及び福祉用具専門相談員について（平成18年老振第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定の要件)

第2条 三重県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会として指定することができるものとする。

2 知事は次の要件を満たすと認められる場合、福祉用具専門相談員指定講習会とし、3年間の期間を定めて指定することができるものとする。

3 講習実施者に関する要件

一 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

① 名簿の作成及び知事への送付

② 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出

③ 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと

二 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

三 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

四 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

五 講習実施者は、事業所の所在地以外で講習会を実施する場合は、講習会実施場所を管轄する都道府県へ次に掲げる書類を提出すること。

① 福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書（控）

② 福祉用具専門相談員指定講習会指定通知書（控）

③ 福祉用具専門相談員指定講習会事業計画書（講習会実施場所分）

4 事業内容に関する要件

一 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。

二 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

① 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること

② 1の講習について3名以上の講師で担当すること

③ 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を越えない程度の割合で担当すること

- ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること

三 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 講習の名称
- ③ 事業所の所在地
- ④ 講習期間
- ⑤ 講習課程
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- ⑧ 年間の開講時期
- ⑨ 受講手続き
- ⑩ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

5 募集に関する要件

一 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。

二 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

- ① 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第194条に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所で勤務することが可能であること
- ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
- ③ その他、講習会の内容に関する重要事項

6 修了年限に関する要件

別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

7 受講料等の額

受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

（指定申請手続等）

第3条 指定の申請

講習会の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、次に掲げる事項について様式1及びその添付書類を知事へ提出すること。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 講習会の名称及び課程
- ③ 事業所の所在地
- ④ 運営規程
- ⑤ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ⑥ 収支予算及び向こう 2 年間の財政計画
- ⑦ 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
- ⑧ 事業計画表及び各講習ごとの時間割表
- ⑨ 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- ⑩ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- ⑪ 申請者の概要及び資産状況

2 変更の届出

① 申請者に関する事項

申請者に関する事項について変更があった場合には、様式 2 に関係書類を添付し、10 日以内に知事へ提出することとする。また、前項の①については、法人登記簿の履歴事項全部証明書、前項の⑦については、変更後の定款等を添付すること。

② 講習内容に関する事項

講習の内容について変更する場合には、様式 2 に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、10 日以内に知事へ提出することとする。

3 廃止、休止又は再開の届出

申請者は、事業の廃止、休止若しくは再開したときには、様式 3～5 を 10 日以内に知事へ提出することとする。

4 事業計画の提出

指定講習会を実施する者は、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する 1 か月前までに、様式 6 に従って、次に掲げる事項が記載された事業計画書を知事へ提出するものとする。

- ① 事業計画表及び各講習ごとの時間割表
- ② 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- ③ 講習で利用する施設の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- ④ 各講習ごとの収支予算書
- ⑤ 受講料等の設定方法及び改定方法
- ⑥ 募集案内等受講希望者に提示する書類

5 指定の通知

知事は、第 1 項の指定申請があった場合、内容を精査し、指定を決定した時は、

申請者へ指定を通知するものとする。

(名簿等の提出)

第4条 名簿等の提出

講習会を行う者は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿を知事へ提出すること。

- ① 福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日
- ② 修了年月日
- ③ 修了証明書の番号

2 事業報告書の提出

講習会を行う者は、毎事業年度修了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事へ提出すること。

- ① 開催日時及び場所
- ② 受講者数及び修了者数
- ③ 講習課程（カリキュラム）
- ④ 講習会時間割表
- ⑤ 担当講師一覧
- ⑥ 収支決算書

(修了証書の交付等)

第5条 指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙3に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第6条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合においては、福祉用具専門相談員指定講習会としての指定を取り消すことができる。

- 一 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- 二 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき。
- 三 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- 四 指定講習会を実施する者が、前条の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。

(指定等の公示)

第7条 この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公示するものとする。

(委任)

第8条 この要項に規定するもののほか、福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 22 日から施行する。

別紙 1

福祉用具専門相談員講習課程

区 分	教 科 名	内 容
講 義	老人保健福祉に関する基礎知識（２時間）	
	老人保健福祉制度の概要	・老人保健福祉の基本制度 ・老人保健福祉サービス ・関連法規の理解
講 義	介護と福祉用具に関する知識（２０時間）	
	介護に関する基礎知識	・介護の目的、機能と基本原則 ・在宅介護の特徴と基本的対応 ・福祉サービスに携わる者としての倫理及び責務
	介護技術	・食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ・体位変換、移動時等の基本的な介護
	介護場面における福祉用具の活用	・介護場面における福祉用具利用についての理解 ・一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法等の理解 ・福祉用具の選定相談及び適合性の確認
講 義	関連領域に関する基礎知識（１０時間）	
	高齢者等の心理	・高齢者の生活・行動と心理 ・高齢者の家族に対する理解
	医学の基礎知識	・人体の基礎的構造 ・老齢期に見られる疾病と障害
	リハビリテーション概要	・理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションにおける福祉用具の役割及びその活用
演 習	福祉用具の活用に関する実習（８時間）	
合 計		４０時間

別紙2

講 師 要 件 表

科目	
1 老人保健福祉制度の概要	① 老人保健福祉を担当している行政職員 ② 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目 あるいは、それと同様の内容 の科目を担当する教員（非常勤を含む） ③ 社会福祉士 ④ 上記以外の者で その業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
2 介護に関する基礎知識	① 介護福祉士 ② 保健師、看護師、作業療法士、理学療法士 ③ 訪問介護員養成研修1級課程修了者 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む） ⑤ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者 （なお、①から③については、実務経験が5年以上の者。④については、教員歴が5年以上の者。）
3 介護技術	2 の要件と同様
4 介護場面における福祉用具の活用	① 作業療法士、理学療法士 ② 介護福祉士 ③ 保健師、看護師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む） ⑤ 介護実習・普及センターに配置されている 介護機器相談指導員 ⑥ 財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによっ て当該科目の担当に適任であると特に認められる者 （なお、①から③及 び⑤、⑥については、実務経験が5 年以上の者。 ④については、教員歴が5年 以上の 者。）

5 高齢者等の心理	① 医師 ② 精神保健福祉士 ③ 保健師、看護師、作業療法士 ④ 社会福祉士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤含む） ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
6 医学の基礎知識	① 医師 ② 保健師、看護師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む） ④ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
7 リハビリテーション概要	① 作業療法士、理学療法士、医師 ② 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む） ③ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
8 福祉用具の活用に関する実習	① 作業療法士、理学療法士 ② 介護福祉士 ③ 保健師、看護師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む） ⑤ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 ⑥ 財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者 （なお、①から③及び⑤、⑥については、実務経験が5年以上の者。④については、教員歴が5年以上の者。）

様式 1

年 月 日

三重県知事

様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）理事長

印

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書

「三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づき指定を受けたいので申請します。

記

1. 講習会の名称及び課程

2. 事業所の所在地

添付書類：（1）講習課程（カリキュラム）

（2）講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

（3）運営規定

（4）収支予算書

（5）財政計画書

（6）定款その他の基本約款

講習課程（ ）

教科名	内 容
老人保健福祉に関する基礎知識 ○時間	
老人保健福祉制度の概要 (○時間)	・ 老人保健福祉の基本制度 ・ ○○○○○○○○○○○○
介護と福祉用具に関する理解 ○時間	
介護に関する基礎知識 (○時間)	・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ ○○○○○○○○○○○○
介護技術 (○時間)	・ 食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ・ ○○○○○○○○○○○○
介護場面における福祉用具の活用 (○時間)	・ 介護場面における福祉用具利用についての理解 ・ ○○○○○○○○○○○○
関連領域に関する基礎知識 ○時間	
高齢者等の心理 (○時間)	・ 高齢者の生活・行動と心理 ・ ○○○○○○○○○○○○
医学の基礎知識 (○時間)	・ 人体の基礎的構造 ・ ○○○○○○○○○○○○
リハビリテーション概要 (○時間)	・ 理学療法、作業療法を中心としたリハビリの基礎知識 ・ ○○○○○○○○○○○○
福祉用具の活用に関する実習 (○時間)	
・ ○○○○○○○○ ○時間 ・ ○○○○○○○○ ○時間	
合 計	○○時間

講師履歴

氏 名				性 別	男・女
生年月日	年 月 日			年 齢	歳
自宅住所・電話番号	電話番号				
勤務先住所・電話番号	電話番号				
担当科目				専任・兼任の別	
	----- 担当科目を選択した理由 （特に、資格、職歴、現職と関連させて、 詳細に記入すること。）			専任・兼任	
担 当 科 目 に 関連する資格	(年 月取得；資格番号等)				
	(年 月取得；資格番号等)				
	(年 月取得；資格番号等)				
担 当 科 目 に 関連する職歴	等学 の校 教・ 員専 ・門 講学 師校	学 校 名	担 当 科 目	就 業 期 間	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
	そ の 他	勤 務 先	業 務 内 容	就 業 期 間	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
				年 月 ～ 年 月	
現 職					
上記について相違ないことを証明します。 年 月 日 (講 師 署 名) 印					

- (注) 1 各講師毎に作成すること。
 2 学校・専門学校等の教員の「担当科目」欄については、今回の担当科目との
 関連が分かるようにして記載してすること。

収支予算書

平成 年度分

(単位：円)

収 支	金 額	算 出 内 訳	備 考
収 入	00,000,000		
受 講 料	00,000,000	@00,000円×00人×00回	
支 出	00,000,000		
テキスト代	000,000	@0,000円×00人×00回	
講師謝金	000,000	@0,000円×00時間×00回	
会場借料	000,000	@000,000円×00回	
.			
.			
.			
差し引き収支	000,000		

様式 2

年 月 日

三重県知事

様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）
氏名（法人名）
（代表者名） 理事長 印
連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会変更届出書

「三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり、指定講習会に変更があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

（変更内容）

変更前	変更後

（変更時期）

年 月 日

様式 3

年 月 日

三重県知事

様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）理事長

印

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会廃止届出書

「三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり、指定講習会を廃止したので、届け出ます。

記

1. 講習会の名称及び課程

2. 廃止年月日

3. 廃止理由

様式 4

年 月 日

三重県知事

様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）理事長

印

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会休止届出書

「三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり、指定講習会を休止したので、届け出ます。

記

1. 講習会の名称及び課程

2. 休止年月日

3. 休止理由

4. 休止予定期間

様式 5

年 月 日

三重県知事

様

申請者 住所（主たる事務所の所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）理事長

印

連絡先

福祉用具専門相談員指定講習会再開届出書

「三重県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱」に基づき、次のとおり、指定講習会を再開したので、届け出ます。

記

1. 講習会の名称及び課程

2. 再開年月日

様式 6

年 月 日

三重県知事

様

講習実施者 住所（
団体名 法人
（代表者名） 理事長
連絡先

印

福祉用具専門相談員指定講習会事業計画書

年 月 日付けで福祉用具専門相談員指定講習会として三重県知事より指定を受けた（講習会名）について、下記のとおり実施しますので、福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等の実施要綱の第 3 条第 4 項の規定に基づき、年度事業計画を提出いたします。

記

1. 実施予定回数 回
2. 予定修了者数 回
3. 前回届出（申請）との変更の有無（あればその内容及び理由の一覧表を添付）：

添付書類：（1）事業計画
（2）講習過程（カリキュラム）
（3）講習会時間割表
（4）講師一覧・講師資格等の証明書・講師承諾書
（5）教室の平面図等
（6）各講習ごとの収支予算書
（7）受講料等の設定方法及び改定方法
（8）募集案内